

自由金利型定期預金（M型）規定＜スーパー定期＞

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合



- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 4 0 %
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 5 0 %
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 6 0 %
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 7 0 %
- F. 2 年 6 か月以上 4 年未満……………約定利率× 9 0 %

③預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 4 0 %
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 5 0 %
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 6 0 %
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 7 0 %
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 8 0 %
- G. 3 年以上 5 年未満……………約定利率× 9 0 %

④預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 3 0 %
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 %
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 5 0 %
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 6 0 %
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 7 0 %
- G. 3 年以上 4 年未満……………約定利率× 8 0 %
- H. 4 年以上 5 年未満……………約定利率× 9 0 %

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載（預金証書を発行）しないこととし、次により取扱います。

①印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

この他、「定期預金共通規定」を参照してください。

以上
(2021 年 7 月現在)

